

# 鹿嶋市教育大綱（案）

～鹿嶋市の教育，学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱～

茨城県 鹿嶋市

## 1 はじめに

### (1) 策定の趣旨

教育大綱は、「地方教育行政の組織 及び運営に関する法律」第1条の3に規定されるもので、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

このたび、平成28年3月に策定した「鹿嶋市教育大綱」が終期を迎えることにともない、また、近年急激に変化する社会を、すべての市民が心豊かに生き抜いていくには、これまで以上に※人財の育成と教育環境の充実を図ることが必要であることから、教育大綱を改めて策定することとします。

※人財とは、「ひと」がまちづくりの全ての要素の土台であることから、市民一人ひとりを大切に思う気持ちを表し、材をあえて「財=宝」と表記しているもの。

### (2) 策定の背景

本市を取り巻く環境ですが、人口減少、少子高齢化が進む中、技術革新(DX)によって経済成長と持続可能性の両立を図る Society5.0 への変革期であるという社会状況に加え、教育分野においても、ICT 機器を活用した新たな学びのスタイルの普及など、急速なデジタル化が進んでおり、子どもたちの10年先、20年先の社会は予想できない状況であると言えます。

また、本市まちづくりの基本的な姿勢についても社会状況に柔軟に対応すべく、令和4年度に「第四次鹿嶋市総合計画」がスタートすることから、「多様性を理解し共に生きる」「共に学び成長しながら生きる」ひとづくりを基本政策に位置付けることとしております。

### (3) 策定の概要

上記を踏まえ、すべての市民が、社会の変化を乗り越え、自ら未来を切り拓いていく力を身に付けていくには、「教育」の重要性は一層増しており、ひとを育む過程において、教える側も教えられる側と、共に学び、一緒に成長していくことが必要であると思っております。

こうした考え方は、これまでも様々な教育活動において実践されてきたところではありますが、今回改めて、大人も子どもも地域も法人や団体も、互いに学び、成長することを「<sup>きょういく</sup>共育」として位置づけ、本市教育の根底をなすものとして、さらに進めてまいります。

また、「他者を受け入れる」ことを前提としている「<sup>きょういく</sup>共育」は、世界

中で実現に向けた機運が高まっている、持続可能な開発目標（※SDGs）の理念にも通じるものであり、今大綱の基本方針においても、新たに「持続可能な社会の担い手を育む教育の推進」を重点事項として組み込みました。

さらに、これまでも本市が行ってきた、歴史や文化、そして自然環境といった、本市の地域資源を教育活動に生かし、本市に対する誇りと愛着への育みへとつなげる活動を、総じて「郷育<sup>きょういく</sup>」と定義し、これまで以上に推進していきます。

なお、「郷育<sup>きょういく</sup>」の要素である地域資源には、産業や新たに生まれた「オリンピックレガシー」も含まれるなど、歴史とともに学んでいくことは増えていくこととなります。

そして、本市に住み続けるひとはもちろん、そうでなくても、多様な形で本市に関わるひを増やし、本市が持続可能なまちとして発展し続けていくことを目指します。

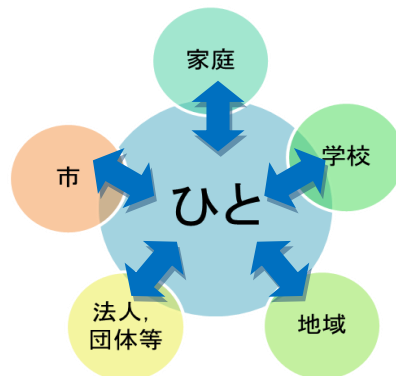
※持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



## 共育とは

家庭，学校，地域，行政，法人，団体などの教育・養育・指導を行う側と受ける側が共に学び，成長していくことを「共育」という。

大人も子どもも共に育ち，すべてのひとが夢と希望を持って，自分らしく輝いていくことを願うものです。



## 郷育とは

本市が持つ，恵まれた自然や歴史，文化，そしてスポーツなどの地域資源をしっかりと学びに入れることで，本市に対する理解を深め，愛着と誇りの育みにつなげていくことを「郷育」という。

本市を愛し，住み続けてくれる「ひと」だけでなく，離れていても，本市に関心を持ち，魅力を発信してくれるなど，多様な形で本市に関わる「ひと」を育むことを願うものです。

#### (4) 教育大綱の実施期間

本大綱は、令和4年度から令和8年度までの5年間を実施期間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、毎年、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直しを行います。

| 年度                                 | 4                       | 5 | 6 | 7 | 8                       | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|------------------------------------|-------------------------|---|---|---|-------------------------|---|----|----|----|----|
| 第四次鹿嶋市<br>総合計画<br>(R4～R13)         | 第四次鹿嶋市総合計画<br>(R4～R13)  |   |   |   |                         |   |    |    |    |    |
| 鹿嶋市教育大綱<br>(R4～R8)                 | 鹿嶋市教育大綱<br>(R4～R8)      |   |   |   |                         |   |    |    |    |    |
| 第Ⅱ期<br>鹿嶋市教育振興<br>基本計画<br>(H28～R7) | 第Ⅱ期鹿嶋市教育振興<br>基本計画(～R7) |   |   |   | 第Ⅲ期鹿嶋市教育振興基本計画<br>(R8～) |   |    |    |    |    |

## 2 本市教育の基本理念

これらを踏まえ、本市教育が目指す基本理念を次のように定めます。

**地域が育て 地域を創り 未来を拓く 鹿嶋っ子**

### 3 基本方針

基本理念を実践していく上で7つ方針を以下のとおり定めます。

#### 1 学び高め合い、生きる力を育む学校教育の推進

学びの基礎となる確かな学力の習得と向上を図るとともに、環境教育、道徳教育、人権教育、防災教育、外国語教育、キャリア教育を進め、時代に対応した多様な学びを実現するICT教育及びICTを活用した新しい学びを推進します。

また、環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、解決に向けて行動する力を育むESD (Education for Sustainable Development) 「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」と、本市の歴史や伝統・文化について理解を深める郷育を推進します。

- ・ 学びの基礎となる確かな学力（知識及び技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力等）の習得
- ・ 主体的・対話的で深い学びの推進
- ・ 多様性を尊重する豊かな心と健やかな体の育成
- ・ 多様な学びの実現に向けたICTの活用
- ・ ESDの推進
- ・ 郷育の推進

#### 2 豊かな学びを支える教育環境づくり

安全・安心かつ快適に学べる教育環境の整備を推進します。

また、教育の質の向上のため、ICT機器の教育への活用とともに、意欲と指導力のある教職員の育成を図ることで、教職員と児童生徒が共に学び合える、信頼関係の一層の構築に努めます。

- ・ 安全・安心で快適に学べる教育環境の計画的な整備
- ・ 教育センターを核とした教職員研修体制の充実
- ・ 地域の実情に配慮した小中一貫教育の導入や地域との連携による、魅力ある公立学校づくりの推進
- ・ 特別支援教育の充実

#### 3 子育てのための家庭教育への支援

家庭、学校、地域が一体となり、共に学び合いながら、社会全体で家庭教育を支援する取組みを推進するとともに、教育部門と福祉部門が連携した教育相談・情報提供機能の充実を図ります。

- ・ 家庭教育を支援するための情報提供の充実
- ・ 家庭教育や子育てに関する相談機能の充実
- ・ 公民館や子育て支援センターにおける交流の推進

#### **4 多様な学びを通じた地域づくりと地域ぐるみによる共育の推進**

地域・生活課題に対応した多様な学習活動を支援する社会教育環境の充実を図ることで、市民一人ひとりの生きがいを育みます。

また、市民が人生100年時代を生きる上で、自由に機会を選択しながら学び続けることができるよう、多様な生涯学習活動を支援します。

そして、社会教育と学校教育との連携を通して、地域への愛着を育むことで、地域コミュニティの再生・強化につなげるなど、学校と地域が学び合い、共に成長していく仕組みを構築します。

- ・学校と公民館を拠点とした、地域活動の機会の拡充
- ・年代や生活スタイルに応じた、多様で主体的な生涯学習活動の促進
- ・地域人材を活用した学校外活動の充実
- ・学校支援ボランティア制度の推進
- ・地域に根差したコミュニティスクールの構築

#### **5 郷育の推進と芸術の振興**

鹿島神宮をはじめとする歴史文化遺産を保存、活用するとともに、恵まれた自然環境や多彩な地域文化・伝統、産業などの資産を活かした学びを通して、郷土への誇りの育みにつながる、郷土への理解を深めます。

また、音楽、美術、演劇等の芸術や芸能にふれることにより、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな市民生活の実現に努めます。

- ・地域の歴史・文化遺産を保存・公開する施設の整備と活用
- ・本市における有形無形文化財の保全と継承
- ・職場見学・職場体験活動を通じた地域産業への理解
- ・優れた芸術文化にふれ親しむことのできる機会の創出

#### **6 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進**

子どもから高齢者まで、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができる環境づくりを推進するとともに、市民の健康の保持増進のため、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。

- ・幅広い年代が楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・スポーツ協会をはじめとするスポーツ関係団体の育成支援及び指導者の育成
- ・誰もがそれぞれのライフステージと価値観に合わせてスポーツに親しむことのできる環境の整備

## 7 教育における今日的な課題への対応

不登校やひきこもり、貧困などの多様化する課題に対し、関係機関との連携による早期対応を図るとともに、未然防止に向けた取組みを推進します。

さらに、経済的理由による教育格差が生じないように、学びを支える経済的支援を行います。

また、社会参画に必要な知識や価値観を習得するため、市民と政治との関わりを教える主権者教育、物や金銭の大切さなどについて理解を深める消費者教育を推進します。

- ・ いじめ、不登校、虐待、ヤングケアラー等に対する、教育と福祉が連携した早期対応と継続性のある支援
- ・ 子どもの貧困問題に対する就学援助の充実
- ・ 小・中学校の段階からの主権者・消費者教育の推進
- ・ 各種媒体を活用した教育情報の発信